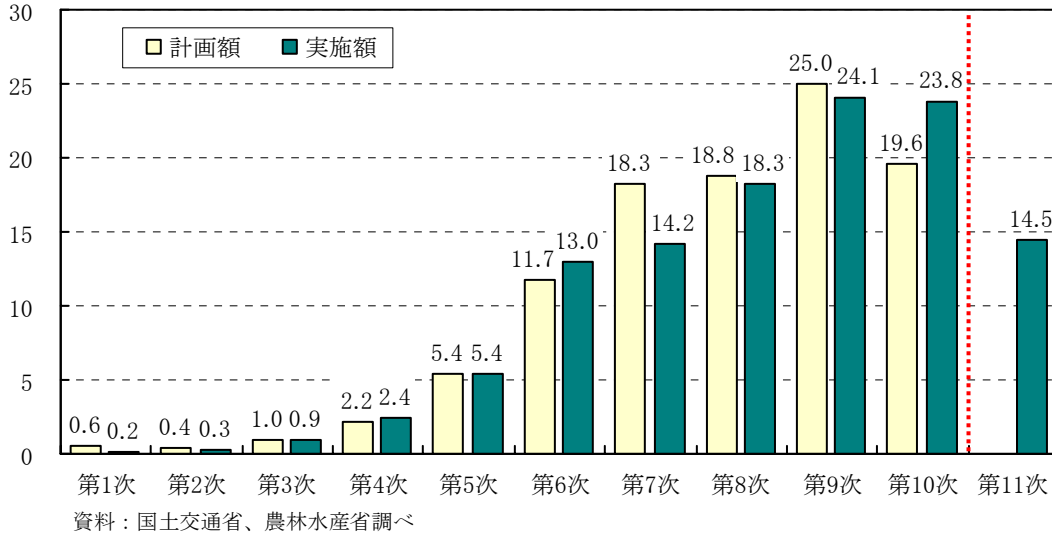


#### 4. 特殊土壌地帯対策事業計画（特土計画）の概要

##### (1) 第1次～第11次特土計画

特殊土壌地帯対策は、災害防除及び農地改良を目的とする公共事業を対象として、昭和27年から5か年毎に設定された特土計画の下で実施されてきている。

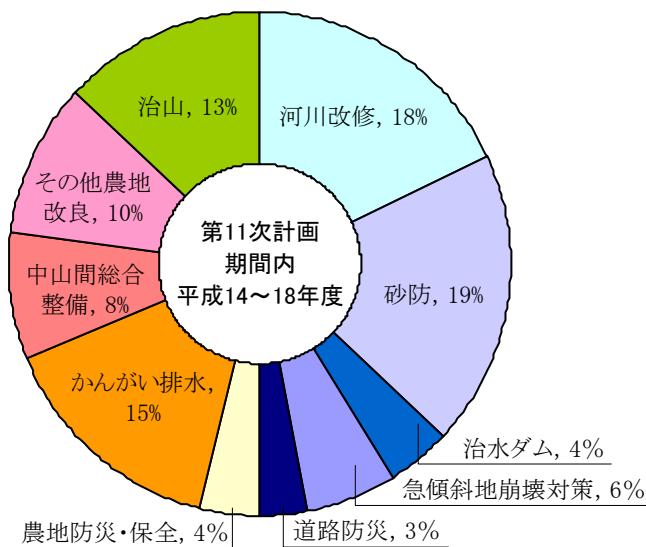
(千億円)



図－3 特殊土壌地帯対策事業計画及び実績の推移

##### (2) 特殊土壌地帯対策事業の事業別シェア

第11次計画期間内（平成14～18年度）における特殊土壌対策事業の事業別シェアは、治山・河川改修・砂防・農地防災等の国土・農地保全対策に係る事業の割合が約2/3を占めている。



図－4 特殊土壌地帯対策事業の事業別シェア（第11次計画実績）

資料：国土交通省、農林水産省調べ

### (3) 第12次特土計画の設定

#### 1) 計画の設定

平成19年3月末に特土法の一部が改正され、その適用期限が平成24年3月末まで5年間延長されたことを受け、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、平成19年～23年度を計画期間とする第12次特土計画を設置した。

第12次計画は、計画を策定する背景や意義、対策事業の内容と実施方針、対策事業の実施にあたっての配慮事項等を計画内容とした第11次計画をふまえ、「近年の気候変動による自然災害の多発」、「食料供給力の確保・強化」、「ストックマネジメントの推進」、「地域コミュニティ機能の強化（ソフト施策との連携）」の4つの新たな視点を加えて見直しが行われた。

#### 2) 特殊土壌地帯対策事業の内容

第12次特土計画では、土砂災害等の災害に対し安心して暮らせる地域づくり、農業生産力の向上、さらには地域の活性化と国土資源の効率的利用に資するため、以下の災害防除及び農地改良に関する対策事業を推進することとしている。

##### ①治山

災害に強い安全な国土づくり及び良好な生活環境の保全を図るため、流域保全の観点から、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施に努めることにより、治山施設の設置と機能が低下した保安林の整備を推進する。

##### ②治水

安全で安心できる災害に強い国土づくりに向け、洪水等による災害の防止を図るための河川改修・ダム等のほか、災害時要援護者関連施設や重要交通網等に対する砂防・地すべりにかかる治水施設の整備を推進する。

##### ③急傾斜地崩壊対策

災害発生箇所等緊要度の高い箇所において重点的に急傾斜地崩壊防止施設の整備に取り組むとともに、急傾斜地崩壊危険箇所の増加を抑制し、安全で災害のない斜面づくりを推進する。

##### ④道路防災

豪雨等の厳しい自然災害に対し、安全で安心な生活を支える道路空間を確保するため、落石のおそれのある箇所等で防災対策を推進する。

##### ⑤農地防災・保全

特殊土壌地帯の農用地及び農業用施設における豪雨等による災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、洪水調節用施設の工事、農用地の侵食防止工事等の農地防災・保全対策を推進する。

##### ⑥農用地整備

特殊土壌の性質及び地形条件等の不利な点を補い、消費者ニーズに対応した生産性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくため、農業生産の基礎となる農用地整備を推進するとともに、農用地整備の前提となる基幹的農業水利施設及び農業用道路の整備を実施する。

農用地整備としては、消費者ニーズに対応した多様な農業生産を行うため、畑

作や畜産の振興等を図ることとし、区画整理、用排水施設整備、土層改良等の工種を総合的に実施し農用地の高度利用を図る各種の総合整備事業、草地畜産基盤整備事業等を実施する。また、平地と比較してより条件が不利な中山間地域等における対策を推進するため、それらの地域で地域特性を生かした特色ある農業を展開するための基盤を整備する事業を実施する。

### 3) 特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっての配慮

特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっては、次の諸点に配慮して、その効率的・効果的な運営に努めることとする。

#### ①事業の評価

特殊土壌地帯対策事業については、事業評価の適切な実施等により、その効率的・効果的な推進と透明性の一層の向上を図ることとする。そのため、国は事前評価、再評価及び事後評価を通じた事業評価を体系的に実施するとともに、関係県による補助事業の評価の実施を促進する。

#### ②事業間の連携等の推進

特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっては、引き続き事業間の連携・調整を図るとともに、建設コストの縮減等により効率的・効果的な整備に努める。

#### ③ソフト施策との連携

特殊土壌地帯対策事業による基盤整備の効果がより一層有効に発現されるよう、ハザードマップ等による土砂災害等の災害危険区域の周知、警戒避難体制の整備、地域住民の共同活動等によるコミュニティ機能の強化、農地利用集積の促進、農業生産対策の支援等関連するソフト施策を併せて推進する。

#### ④環境との調和への配慮

特殊土壌地帯対策事業については、緑豊かな斜面空間の整備、多自然川づくり、自然生態系保全型の農業用排水路の整備等、環境との調和に配慮した工法も積極的に導入しつつ推進する。

表－２ 特殊土地地帯対策事業計画の特徴

事業計画	計画の特徴	計画額	実績額	実施率
第1次 (昭和27～ 31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法施行に当たり対象地域の整理、適用事業範囲の限定等について考慮</li> <li>●シラス・ヨナ地帯における災害防除事業の重点施行</li> <li>●イモゴ混層耕・ヨナ対策・花崗岩風化土対策を途中追加</li> <li>●施行直後の昭和27・28年度は、逐一審議、承認</li> </ul>	567 億円	219 億円	39%
第2次 (昭和32～ 36年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1次計画の残事業の処理(残額348億円)に重点</li> </ul>	406 億円	318 億円	78%
第3次 (昭和37～ 41年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業費の設定にあたり、県の要望を柱としつつ、過去の実績や国の長期計画との調整を実施</li> <li>●草地改良を追加</li> </ul>	954 億円	947 億円	99%
第4次 (昭和42～ 46年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「経済社会発展計画」(昭和42年3月)との調整を図り、治山、砂防、河川改修等各事業にわたり大幅な増額</li> <li>●開拓パイロット、畑地かんがいを追加</li> </ul>	2,176 億円	2,426 億円	112%
第5次 (昭和47～ 51年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害防除のための施策の充実(治水ダム、特殊農地保全整備事業の追加、第4次治山・治水5箇年計画を考慮した災害関係事業の増大、シラス対策の強化)</li> <li>●農地改良事業において、総合的施策の拡充(畑作振興、総合農地開発、畑作振興特別事業、農道整備の追加)による火山性土壌の積極的な改良の実施</li> </ul>	5,446 億円	5,358 億円	98%
第6次 (昭和52～ 56年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●急傾斜地崩壊対策、農用地開発公団事業の追加</li> <li>●事業費の設定は、国の長期計画のあるものについてはそれに準じるとともに、県要望等も考慮</li> </ul>	1兆 1,750 億円	1兆 2,985 億円	111%
第7次 (昭和57～ 61年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●財政事情が厳しく新たな対策事業の追加はなし</li> <li>●事業費の設定は、国の長期計画のあるものについてはそれに準じるとともに、県要望等も考慮</li> </ul>	1兆 8,323 億円	1兆 4,223 億円	78%
第8次 (昭和62～ 平成3年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市開発等による災害の多様化への対応(急傾斜地崩壊対策、砂防、農地防災等の積極的推進)</li> <li>●地域の特性に見合った農業の実施(畑作振興対策の積極的推進)</li> <li>●事業費は、国の長期計画、県要望、前計画の実績等を参考に設定(前回同)</li> </ul>	1兆 8,802 億円	1兆 8,303 億円	97%
第9次 (平成4～ 8年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中山間総合整備、農用地総合整備を追加</li> <li>●事業費は過去の方法を踏襲し、以下の考え方で設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な災害防除を図るため、治山・河川改修・砂防等の事業を積極的に推進</li> <li>・農業振興を図るため、基幹的水利施設の整備、中山間地域の総合整備を積極的に推進</li> </ul> </li> </ul>	2兆 4,981 億円	2兆 4,086 億円	96%
第10次 (平成9～ 13年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の種類は前計画を全て継承</li> <li>●草地畜産基盤整備関係事業の積極的実施</li> <li>●事業費は、財革法による公共事業費抑制の動向をふまえ設定</li> </ul>	1兆 9,581 億円	2兆 3,825 億円	122%
第11次 (平成14～ 18年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共事業のあり方に関する議論等を踏まえ、計画スタイルを抜本的に見直し、計画を策定する意義、対策事業の内容及び対策事業の実施に当たっての配慮事項を記述</li> <li>●特定中山間保全整備事業を追加(その他の対象事業は、前計画を継承)</li> </ul>	—	1兆 4,454 億円	—